

## 令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務

#### (2) 事業の目的

本県では人口減少と少子化が著しく進行しており、持続可能な人口構造に転換を図ることが最も重要な課題の1つである。「少子化に関する県民意識調査（令和7年度）」において、理想の子どもの数（2.14人）に対して現実的に持たい子どもの数（1.77人）は少なく、その理由としては、経済的な理由の次に「仕事と家庭の両立が難しい」（51.0%）ことが指摘されている。

全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、「男性が育児休業を取得するのが当たり前」となる高知県の実現が求められる。県内企業における男性の育児休業取得率の増加（令和9年の目標値は64%）のためには、職場と家庭それぞれの相互理解と協力が不可欠である。

本事業では、県内企業向けの集合型研修及び企業の実情に合わせた企業版両親学級を開催し、男性の育休取得を後押しするとともに、「共働き・共育て」の理解を深める。

#### (3) 事業内容

別途定める「令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務仕様書（案）」のとおりです。

#### (4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 2 見積限度額

8,363千円（消費税及び地方消費税額含む。）

### 3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

選定後に候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね10日以内（但し、土日、祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

また、本事業は、令和8年度高知県当初予算による事業であり、高知県議会における議決結果によっては停止等を行う場合があります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること。  
なお、共同企業体（複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体）の場合はすべての構成員が（2）から（7）までの要件を満たすこととし、（8）についてはいずれか一つの構成員が満たせばよいものとします。
- (2) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年以内に同種、類似業務の実績があること。

## 6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出してください。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることまたは単独での応募はできません。

## 7 説明会

- (1) 日時 令和8年3月13日（金） 午前10時から オンラインにて開催
- (2) 申込 参加を希望する事業者は、令和8年3月9日（月）午後5時までに、高知県電子申請サービスにより申請してください。

【申請用 URL】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=18886](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18886)

## 8 質疑と回答

質疑等については、高知県電子申請サービスにより令和8年3月18日（金）午後5時までに照会してください。提出期限を過ぎた質疑の送付は無効として回答いたしません。

質疑と回答の内容は高知県子ども・福祉政策部子育て支援課のホームページに掲載します。

【申請用 URL】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=18888](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18888)

## 9 参加申込及び資格要件の確認

### (1) 提出書類

参加申込書（別紙様式1）

※以下の項目に該当する場合は以下の書類を提出すること。

項目	提出資料
高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けている企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
こうち男性育休推進企業に登録されている企業	特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブントン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/">https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/</a>
トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けている企業	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか	
(1) 法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用利率を超えて障害者を雇用している	直近の障害者雇用状況報告書の写し
(2) 法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用している	障害者雇用誓約書 (様式に定めはありませんが、県土木政策課のホームページに公開している建設工事競争入札参加資格申請時の様式「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。)
再委託における県内事業者の優先に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか	
(1) 再委託先が高知県内に本店を有する者である	「参加者と再委託先の協定等」の写し (様式に定めはありませんが、以下の項目を満たすようにしてください。 ・参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者役職及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること ・再委託の業務内容、期間及び契約金額（予定） ・参加者と県が契約を締結後、再委託を確実に実施すること)
(2) 全ての業務を参加者が実施し、再委託を行わない	再委託をしない旨の誓約書 (様式に定めはありませんが、参加者の住所、事業者名、代表者役職及び氏名、再委託を実施しないことを誓約する旨を満たすようにしてください。)

(2) 提出期限等

ア 提出方法

様式1及び添付書類については、高知県電子申請サービスにより提出してください。  
ただし、添付書類については、高知県電子申請サービスで提出できない場合は、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）の提出でもかまいません。

イ 提出期限

令和8年3月26日（木）午後5時（必着）

ウ 提出先

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=18889](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18889)

【郵送又は持参の場合（添付書類のみ可能）】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課 担当：船村、泉井

TEL 088-823-9641

(3) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認を行い、その結果を令和8年3月30日（月）までに申込者へ高知県電子申請サービスから通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりです。

11 審査

別途定める「令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

12 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションを実施後、3日以内に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

13 日程

令和8年3月5日（木） 募集開始（ホームページへの掲載）

令和8年3月9日（月） 午後5時 説明会申込締切

令和8年3月13日（金） 午前10時から 説明会

令和8年3月18日（水） 午後5時 質疑書提出締切

令和8年3月23日(月) 質疑書回答期限  
令和8年3月26日(木) 午後5時 参加申込書及び資格要件確認提出締切  
令和8年3月30日(月) 参加者資格結果通知  
令和8年4月10日(金) 午後5時 企画提案書の提出締切  
令和8年4月23日(木) 審査委員会  
審査委員会終了後3営業日以内 結果通知

#### 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限定)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出してください。

開示・非開示の判断は、様式2に基づき行うものではなく、様式2を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

【参考：高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>】

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

#### 15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

#### 16 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部子育て支援課 担当者 船村、泉井  
TEL 088-823-9641  
E-mail 060501@ken.pref.kochi.lg.jp